

9月15日事務局×切!

# アロマセラピー事業者様の

## 店舗賠償責任保険

### 団体募集 保険期間2012.10.1 ~2013.10.1の1年間のご案内

ポイント1 加入事業者数により保険料が割引!

例えば、事業者数20以上の場合、大口割引5%適用!

例えば・・・年間保険料 9,500円 (売上高1,000万円以下の場合)

【条件設定例】

アロマセラピー業務に関する施設・生産物に関する身体・財物賠償 1名・1事故・年間総てん補限度額 3000万円、  
受託財物に関する賠償てん補限度額 300万円 (1事故免責 3000円) 20事業者以上加入の大口割引5%適用

(注) 本契約は、NPO法人関西アロマセラピスト・フォーラムに所属される会員の方を対象とした団体契約です。加入にあたり団体  
構成員確認をさせていただきます。また、保険期間は団体契約で始期、終期が同一となります。

ポイント2 アロマセラピー業務に起因する身体・財物賠償に備えます!

また、セミナー中の生徒に与えた損害も賠償保険の対象となります。



ポイント3 専用店舗のない事業者の皆様もご加入いただけます!

出張業務の多い事業者の皆様にも、ご自宅だけでなく  
出張先での賠償事故も対象としています!

上記は商品のポイントのみの記載です。詳細は裏面を必ずご覧ください。

**【加入手続きおよび補償額と保険料(以下の内容は、20 事業者数以上が加入された場合の保険料です。)]**

本保険は、NPO 法人関西アロマセラピスト・フォーラムを契約者とし、同団体会員のアロマセラピ-専業事業者を被保険者(補償の対象となる者)とする団体契約です。保険料は、加入事業者数に応じた大口割引を適用して設定されています。ご加入のお手続きは、所定の加入依頼書に必要事項をご記入の上、NPO 法人関西アロマセラピスト・フォーラム事務局宛 9 月 15 日までに保険料とともにご提出ください。

てん補限度額(1 名・1 事故・保険期間中)	自己負担額(1 事故)	年間保険料(売上高 1000 万円以下)
身体・財物共通 3,000 万円	3,000 円	9,500 円

(注1) 本制度の保険期間開始時点の加入事業者数が 20 事業者未満、または、50 事業者以上の場合は年間保険料が変更となります。

(注2) 受託物に関するてん補限度額は上記の 10%となります。

(注3) アロマセラピ-は精油を使用した手技によるリラクゼーション業務の総称です。なお、アロマセラピ-専業事業者が行うリラクゼーションやフェイシャル等のエステ業務は対象に含まれます。ただし、精油以外のオイル(ホップオイル、フルグラオイル等)や高機能成分配合の化粧品を使用するもの、および、手技だけでなく機械を使用するものは本保険の対象外業務となります。同様にビ-リッジには、肌整目的で化学合成物を使用しないものもありますが本保険の対象外業務となります。

(注4) アロマセラピ-専業事業者が出張で理美容院やエステティックサロンおよび医院・病院で行う業務は、売上がそれらと区分されている場合に対象とすることができます。なお、理美容やエステおよび医療の各施設内で理美容、エステ、医療の各業務と同時に進行する場合は、本保険の対象外となります。

(注5) アロマセラピ-に関する売上高が 1000 万円超の場合や団体契約の保険期間の途中でご加入される場合は別途ご照会ください。

(注6) ご加入にあたり売上高や事故歴等について確認させていただいたり必要書類のご提出をお願いする場合がございます。

**【保険金をお支払いできる主な場合とできない主な場合】**

補償項目	お支払いできる主な損害	お支払いできない主な損害
事業施設に関するリスクの補償	お申し込み頂いたアロマセラピ-専業事業者様(以下「被保険者」といいます。)の事業施設の所有、使用または管理および付随業務(出張業務等)の遂行により生じた他人の身体障害または財物損壊で被保険者様が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金を支払います。	事業施設における昇降機や漏水事故による他人の財物損壊により生じる賠償責任は補償対象外です。また、本契約の事業者が理美容、エステティックサロン、医院・病院等のアロマセラピ-専業事業者でない場合は本保険の対象外となります。
生産物に関するリスクの補償	被保険者が直接販売または提供した生産物に起因して、その生産物が他人に引き渡され後、その品質、取扱い等に伴って保険期間中に生じた他人の身体障害または財物損壊で、被保険者様が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金を支払います。	本保険の生産物は、被保険者様が直接販売または提供されたものに限りません。例えば、メーカーからお客様に直送される生産物は対象外となります。
受託物に関するリスクの補償	アロマセラピ-事業の遂行に伴い、一時的なお客様の預かり品の損壊、紛失または盗難で、被保険者様が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金を支払います。	預かり品は、お客様より一時的に保管することを約定して受取ったもので、例えば、玄関に脱いだ靴や傘たてに入れた傘などは対象になりません。また、現金、有価証券、貴金属、書画・骨董なども対象外となります。

(注1) 被保険者様が故意または重大な過失により、法令に違反して製造・販売もしくは行った業務の結果に起因して負担する賠償責任は補償対象外です。また、被保険者様の所有、使用もしくは管理する車両、船舶または動物に起因して負担する賠償責任も補償対象外となります。詳しくは賠償責任保険普通保険約款(一般)、店舗特別約款および付帯特約(団体に常備しています。)をご覧ください。ご質問等は弊社ならびに取扱代理店にお気軽にご照会ください。

(注2) 万一事故が発生した場合は、すみやかに弊社または取扱代理店に以下の事項をご連絡ください。①被保険者の氏名、連絡先②被害者の氏名・住所・電話番号・性別 ③事故の日時・場所・原因状況。なお、被害者との間で賠償額を決定(示談)される場合には必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の全部、あるいは一部の承認をされた場合には、約款の規定により保険金が支払われないこともありますので十分に注意ください。

(注3) 本商品に関する弊社への苦情は、お客様相談室TEL0120-138-111(土日、祝日、弊社の定める休日を除く午前9時15分~午後5時30分)までご連絡ください。また、弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンプスマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンプスマンに解決の申立てを行うことができます。詳しくはTEL03-5425-7963(土日、休日、年末年始等を除く午前9時~12時、午後1時~5時)までご連絡ください。



引受保険会社  
ゼネラル保険会社 **Assicurazioni Generali S.p.A**

<大阪支店> 〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-2-8 ト7結第2ビル3階  
Tel 06-6202-6660 Fax 06-6202-6661  
HOME PAGE : <http://www.generali.co.jp>

《お問い合わせ先》

株式会社ジャパン・インシュアランス・エージェンツ  
大阪支店 担当:中野  
TEL 06-6208-6300 FAX 06-6208-6363